

## 外務員の登録等に関する規則に関する細則

令和 3年 6月 10日制定  
令和 4年 9月 15日改正  
令和 5年 2月 9日改正  
令和 6年 2月 15日改正  
令和 6年 5月 9日改正  
令和 8年 3月 19日改正

### (目的)

第1条 この細則は、外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### (登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 登録申請会員の商号又は名称及びその代表者の氏名

(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名

ハ 役員又は従業員の別

ニ 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日

ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことのある者については直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日

ヘ 外務員の職務を行ったことのある並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ト 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の25において準用する第64条の5第1項の規定又は規則第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間

チ 金融商品仲介業を行ったことのある及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

### (登録申請等の手続き)

第3条 規則第9条に規定する登録申請の申請者は投資信託等正会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち、同条第11号に定める投資信託委託業者、同条第9号に定める投資法人資産運用業者及び同条第13号に定める委託者非指図型運用業者をいう。以下同じ。）代表者とする。

(審問等の手続き)

第4条 本協会は、規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、投資信託等正会員代表者に通知するものとする。

2 本協会は、規則第14条第2項の規定により聴聞を行う場合には、聴聞の期日、場所及び予定される不利益処分の内容等を記載した書面により、投資信託等正会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとし、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(登録申請書等の様式)

第5条 規則第9条及び第13条第1項各号の規定に基づく届出は、次の各号に掲げるものとする。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 規則第9条に規定する外務員登録申請書  | 別紙様式第1号 |
| (2) 規則第13条第1項第1号に該当するとき | 別紙様式第2号 |
| (3) 規則第13条第1項第2号に該当するとき | 別紙様式第3号 |
| (4) 規則第13条第1項第3号に該当するとき | 別紙様式第4号 |

2 前項第1号に係る外務員登録申請書を提出する際には、登録申請に係る外務員が金商法第66条の25において準用する同法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面(規則第9条第2項に規定する細則で定める書類)を別紙様式第5号により添付する。

(資格更新研修の特例)

第6条 規則第20条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第20条第1項又は第2項に定める期間の初日前2年以内に日本証券業協会が実施する外務員資格試験に合格した者、又は本協会が実施する外務員資格更新研修を修了した者
- (2) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)

附 則

この細則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日(令和3年7月1日)から実施する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第2条第2号イを改正
- ・第5条第1項に定める別紙様式第1号から別紙様式第4号に係る別添を改正

附 則

この改正は、令和5年2月9日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

#### 附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

#### 附 則

この改正は、令和6年5月9日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

#### 附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- 第3条、第4条第1項及び第2項、第6条を改正

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録申請書

外務員の登録を受けたいので、外務員の登録等に関する規則第3条の規定により別添のとおり登録を申請します。

(別添：外務員登録申請書)

## 外務員登録申請書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

登録申請書

番号	申請日 <small>(必須)</small>	会員番号	姓 <small>(必須)</small>	姓 (カナ) <small>(必須)</small>	名 <small>(必須)</small>	名 (カナ) <small>(必須)</small>	生年月日 <small>(必須)</small>	役員又は従業員の別 <small>(必須)</small>	外務員資格試験	研修	資格取得 方法備考	資格取得日	資格更新研修 有無	資格更新研修 受講日	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	外務員の 職務の有無	処分の有無

職務履歴

番号	外務員番号	会員番号	仲介業者名	仲介業者番号	金融商品取引業者等	自	至

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録事項変更届出書

外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更があったので届け出ます。

(別添：外務員登録事項変更届出書)

外務員登録事項変更届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	変更項目	変更前	変更後
1														
2														

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の欠格事項該当届出書

別添の者が金商法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、  
外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、届け出ます。

(別添：欠格事項届出書)

登録外務員の欠格事項該当届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	欠格事項
1												
2												

別紙様式第4号

申請日 年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の職務廃止届出書

外務員の職務を行わないこととなったので、外務員の資格、登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(別添：職務廃止届出書)

登録外務員の職務廃止届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	抹消日	抹消理由
1													
2													

誓 約 書

年 月 日

(外務員) 氏 名

生 年 月 日

(登録申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

上記外務員及び登録申請者は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。

記

- 一 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
- 二 金商法第64条の5第1項（金商法第66条の25及び金サ法第77条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（金商法第66条の25において準用する金商法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- 三 登録申請者以外の金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- 四 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

以 上